

\ご存知ですか!/?/ 2019年より順次、改正法が適用されています!

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料**
のご案内です!

応援します!

あなたの会社の働き方改革!!

時間外労働
上限規制



原則

月45時間 年360時間

●2020年4月1日より施行
※大企業は2019年4月1日より施行済み

同一労働
同一賃金



正規と非正規
の不合理な 待遇差を禁止

●2021年4月1日より施行
※大企業は2020年4月1日より施行

年次有給休暇
時季指定



確実に取得

毎年5日

●2019年4月1日より施行済み

「お悩み」解決に向けて、いっしょに取り組みましょう!

中小企業・小規模事業者の方々へのさまざまな支援があります。詳しくはウラ面へ

社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

奈良働き方改革推進支援センター

相談受付

2020.4/1(水) → 2021.3/31(水)

開設時間

平日 9:00-18:00(12/29~1/3を除く)

駐車場(会館西側に3台)

場所

奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

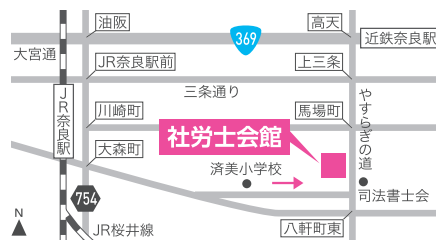
まずはフリーダイヤルへお電話を

0120-414-811

✉ hatarakikata@nara-sr.com

(来所・メールによるご相談もどうぞ)

FAX.0742-23-3918



JR・近鉄奈良駅より徒歩約12分



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和2年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託:奈良県社会保険労務士会)

詳しくは、「働き方改革」センター特設サイトへ <https://www.nara-sr.com>

奈良県社会保険労務士会 検索



該当する☑がひとつでもあれば、 すぐにご相談ください!

年次有給休暇

- 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取得出来ていない…。

労働時間の管理

- 管理職も含め、一部の従業員の労働時間が、タイムカードなどで管理されていない…。

36協定

- 残業が発生するとき、36(サブロク)協定を締結して届出を行わなければいけないと聞いたが、どうすればいいか、わからない…。

長時間労働

- 一部の従業員の時間外労働は、月に45時間、年間360時間以内に収まっていないかもしれない…。

就業規則

- どのように就業規則の見直しをしたらいいのかわからない…。

不合理な待遇の格差

- パートタイマーや契約社員の待遇には正社員との間に格差があるが、その格差は、仕事の内容や働き方などの違いによって、うまく説明ができない…。

待遇格差の説明

- パートタイマーや契約社員から、待遇の格差の内容や理由につき説明を求められたときに、その違いを説明することができない…。

生産性向上への取組み

- 生産性向上というけど、具体的に何をしたらいいのか、わからない…。

人手不足への対応

- 人手不足をどうやって解消したらいいのか、わからない…。

助成金活用

- 助成金の活用の仕方がよくわからない…。

相談受付

相談・支援
無料

支援センターでは相談員が常駐して電話・メール・来所による相談に対応します。(予約不要)



お気軽に
ご相談ください!

問題解決のための メニュー

セミナー・相談会

セミナー・相談会の開催
開催は年60回を
予定しています。

働き方改革への
具体的な取り組みを
分かりやすく
解説します。

相談・支援
無料



専門家訪問

相談・支援
無料

ご希望により、直接、
貴社を訪問し、ご相談をさせて
いただく専門家をご紹介します。

よろしく
願います!



無料 研修会・講習会への講師派遣

「働き方改革」や労務管理をテーマとする
セミナー、研修会、講習会に講師を派遣します。